

主な指摘事項【短期入所】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書の以下の点について修正を行うこと。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ①支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額に関する記載が運営規程と異なるため、実態に合わせて修正すること。	1件
運営	利用者負担額等の受領	障害福祉サービス等において提供される便宜に要する費用のうち、以下のものについて、費用の内訳及び積算根拠が不明確であるため、当該費用の内訳及び積算根拠を明らかにした上で運営規程に定め、かつ当該費用の受領について、重要事項説明書に明記するなどにより利用者又はその家族等に事前に十分な説明を行ったうえで、その同意を得ること。 【光熱水費、日用品費、通信費】	1件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について修正し、当該修正に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 ①支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額に関する記載が重要事項説明書と異なるため、実態に合わせて修正すること。	2件
運営	勤務体制の確保等	法人代表者であっても管理者として勤務している場合は、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 一部の従業者について、雇用契約書や辞令書等が確認できなかったため、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した雇用契約書や辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 一部の従業者の雇用契約書について、職種・勤務場所の記載が実態と異なるため、これを明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 一部の従業者について、雇用契約書における雇用期間を超過していたものが見受けられたため、契約更新の必要がある場合は、期限が到来するまでに雇用契約の更新を行うこと。	1件
運営	業務継続計画の策定等	事業所において策定した感染症に係る業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な訓練を定期的を実施するとともに、実施に係る記録を作成すること。	1件
運営	非常災害対策	定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。火災、地震及び風水害のそれぞれの発生を想定した内容とし、その実施内容を記録し、事業所に保管すること。	1件
運営	運営基準：事故発生の防止及び発生時の対応	事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	1件